

新たな住宅セーフティネット制度の概要

住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

1. 住宅確保要配慮者の範囲

高齢者世帯、障害者世帯、新婚世帯、子育て世帯、被災者世帯、被生活保護者、低額所得世帯、犯罪被害者、DV被害者、外国人世帯、移住者 等

2. 賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として県・長崎市・佐世保市に登録

【登録には手数料が発生します。登録住宅は下表の経済的支援が受けられます。】

【登録基準】

・耐震性を有すること。・家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと。・1戸の面積は原則25㎡以上。便所、台所、洗面、浴室等を有していること。(ただし、共用部に台所、浴室、収納設置等の条件を満たせば18㎡以上でも可)・集合住宅の1戸から登録可能 等

共同居住型住宅(いわゆるシェアハウス)の場合は

- ・延べ面積が15㎡×居住人数+10㎡以上、かつ、一人一室で室面積が9㎡以上
- ・共用空間に台所、食事室、便所、浴室、洗面所、洗濯室を有していること
- ・便所、浴室、洗面所を居住人数概ね5人につき1箇所の割合で設けること 等

3. 都道府県等が登録住宅の情報開示・賃貸人の指導監督

登録住宅の改修・入居への経済的支援

【注】国の直接補助以外は市町の補助制度が創設される必要があります。

1. 登録住宅の改修に対する改修費補助

【注】補助を受けた住宅は10年間、住宅確保要配慮者しか入居できなくなります。

補助対象工事	バリアフリー工事、耐震改修工事、用途変更工事等	
補助率	【市町の補助が無い場合(制度の立上り期)】:国1/3 (国の直接補助) 【市町の補助がある場合】:国1/3 + 地方公共団体1/3	
入居者要件等	入居者収入及び家賃水準(特に補助金の場合)について一定要件あり	

2. 低額所得者の入居負担軽減のための支援措置(市町の補助がある場合)

【注】登録から原則10年間の補助。住宅確保要配慮者専用の住宅として登録が必要です。

補助対象	家賃低廉化に要する費用 (国費上限2万円/月・戸)	入居時の家賃債務保証料 (国費上限3万円/戸)
補助率	国1/2 + 地方公共団体1/2	
入居者要件等	入居者収入及び補助期間について一定要件あり	